

平成31年4月19日（金） 参・本会議

19.4.19

新妻 秀規氏（公明）

問1 本法律案は高等教育一部無償化を、給付型奨学金と授業料免除の大幅な拡充によりさらに推進する、この通常国会の最重要法案のひとつです。これにより、家庭の経済状況による教育格差が是正され、「格差の固定化」や「貧困の連鎖」を断ち切ると期待でき、一日も早い成立を望みます。ここで、本法律案の意義と成立に向けての決意を伺います。

(答)

新妻先生からのお尋ねにお答えいたします。
最初に、「本法律案の意義と成立への決意」についてお尋ねがありました。

1. 本法律案は、低所得者世帯であっても、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等に修学できるよう、真に支援を必要とする者に対し、授業料等減免と給付型奨学金の支給を行い、経済的負担の軽減を図り、少子化の進展へ対処することを目的としています。
2. また、本法律案は、国際人権規約の高等教育の漸進的無償化の趣旨にもかなうものと考えています。

次頁あり

3. 今回の支援措置を 2020 年 4 月から確実に実施し、低所得者世帯であっても、自らの意欲と努力によって明るい未来をつかみ取ることができます。

19. 4. 19

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 鍋島 豊（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

平成31年4月19日（金） 参・本会議
伊藤 孝恵氏（立憲）

問2 本法案の目的は進学格差のは是正だが、一方で、これらの施策が非進学者から進学者への所得の逆進的再配分という側面を持つことから、不公平感の拡大が指摘されている。この不公平感のは是正について、大臣の見解如何。（議員は、お金さえ出せば制度がみんなに利用されて、進学率が上がると考えるのは早計で、いくら学費負担が軽くなつても、大学には行かないという考え方の方や、高度経済成長期以来、脈々と続く大卒学歴至上主義に異を唱える方もいるという前提に立ち、答弁してほしいとの考え方。）

（答）

次に、「非進学者の不公平感」についてのお尋ねですが、

1. 高校卒業後に進学せずに働く者との公平性に留意しながらも、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることを踏まえ、今回の支援措置は、真に支援が必要と考えられる低所得者世帯に限って経済的負担の軽減を図るものです。

次頁あり

/

平成31年4月19日（金）参・本会議

19.4.19 高木 かおり氏（維希）

問2 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯に対しては、就学支援制度や幼児教育無償化など様々な支援措置が実施されている。支援対象者と非対象者との差の拡大により、国民の間に不公平感が生じると考えられるが、大臣の受け止め如何。また、どのように不公平感を解消していくのか。

(答)

次に、「支援対象者とそうでない者との不公平感」についてのお尋ねであります、

1. 高校卒業後に進学せずに働く者との公平性に留意しながらも、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることを踏まえ、今回の支援措置は、真に支援が必要と考えられる低所得者世帯に限って対象としています。
2. 本措置は、家庭の経済事情で進学を諦めていた子供達に、大学等への進学の道を開くものと考えており、支援を受けた学生がしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるようになることを通じて、公費を投じる本施策の効果が社会に還元されることを目指してまいります。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問1 現在の高校3年生を中心に、対象者は修学支援を受けることを前提に大学進学などの進路選択を行うことになり、若者の将来がかかっている。消費増税が延期となった場合、修学支援も延期などという選択肢はありえないと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

斎藤先生からのお尋ねにお答えいたします。最初に「消費増税が延期された場合について」のお尋ねがありました、

1. 消費税率の引上げについては、政府としては、反動減等に対する十二分な対策を講じた上で、法律で定められたとおり、本年10月に現行の8%から10%に引き上げる予定です。
2. 文部科学省としては、これを前提として、来年4月からの高等教育の無償化の実施に向けて、着実に準備を進めていく方針です。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
伊藤 孝恵氏（民主）

問5 教育に関する大事な施策は、不安定な財源ではなく、安定した財源のもとで継続して行われるべきである。安倍総理の「新しい判断」で増税が見送られても、財源を確保できるよう、附則第4条・消費税の収入のくだりに「等」「など」を追加して、消費税以外の財源も活用できるよう、一部修正を加えるのが適当だと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

次に、「消費税以外の財源活用」についてのお尋ねですが、

1. 今回の支援措置は、消費税収を社会保障4経費に充てる消費税法の下、「制度として確立された少子化に対処するための施策」として、本年10月の消費税率引上げによる增收分を活用し、安定財源を確保して実施することとしており、ご指摘のような法案修正は考えておりません。
2. いずれにせよ、消費税率の引上げについては、政府としては、反動減等への十二分な対策を講じた上で、法律で定められたとおり本年10月に10%に引き上げる予定です。

平成31年4月19日（金） 参・本会議

高木 かおり氏（維希）

19.4.19

問6 本法案の財源を消費税増税分とする以上、対象者の拡大を含め、政府として高等教育無償化をこれ以上進めるつもりはないということか。

（議員は、本法案の対象が住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯に限定しており、国家が責任をもって人材を育てるという理想が中途半端に終わるのではないかとの懸念を持っている。）

（答）

次に、「高等教育無償化の更なる拡大」についてのお尋ねであります、

1. 対象者の拡大については十分に慎重に議論する必要のあることだと考えています。
2. 教育施策推進の財源確保に当たっては、いかなる税目であれ、その財源は国民の負担を伴うものであり、広く国民の間でその効果や必要性について理解の醸成が不可欠です。
3. 文部科学省としては、真に必要な教育投資を確保していくため、引き続き、国民の理解が得られるよう取り組んでまいります。

平成31年4月19日（金） 参・本会議

19.4.19

伊藤 孝恵氏（民主）

問6 附則の第1条には、増税が行われなかつた場合は支援措置を先送りできると書いてある。であれば、本法案は何故、日切れ扱いなのか。消費税をどうするかを決めてから、変更のない情報を学生に届けたほうが、混乱はないと思うが、大臣の見解如何。

(答)

次に、「本法律案を日切れ扱いとした理由」についてのお尋ねですが、

1. 高校生の早期の進路選択に資するよう、
①機関要件を満たす大学等のリストの公表
②日本学生支援機構への奨学金の予約申込み
などの必要な準備行為を、法案の成立後、夏頃までに行う必要があるため、法案の日切れ扱いをお願いしたところです。
2. なお、文部科学省としては、消費税率の引上げが本年10月に行われる予定であることを前提に、来年4月からの新制度の実施に向けて着実に準備を進めていく方針です。

【担当課長】高等教育段階の教育費負担軽減新制度 PT 主任大学改革官 錦島 豊（内線）■ ■ ■ （直通）■ ■ ■ （携帯）■ ■ ■

平成31年4月19日（金） 参・本会議

19.4.19

吉良 よし子氏（共産）

問8 学生の支援のための財源を、なぜ、学生の重い負担となる消費税増税に限定するのか。

「高等教育無償化」を口実に、消費税増税という重い負担を国民に押し付けることはやめるべきではないか。

(答)

次に、「学生の支援のための財源を消費税増税に限定すること」のお尋ねであります、

1. 政府としては、今回の支援措置を着実に進めていくため、消費税率の引上げによる增收分により安定財源を確保して実施することとしております。
2. また、今般の消費税率の引上げの增收分は、社会保障の安定化と、医療や介護、子育てなどの様々な充実に充てられることとなります。このため、高等教育の無償化の部分だけを取りだすのではなく、受益全体を考慮するとともに、社会保障制度の持続可能性の確保といった観点も含めて考える必要があると考えます。

平成31年4月19日（金）参・本会議

19.4.19

高木 かおり氏（維希）

問1 高等教育の費用は親が出すべきとの意見もあるが、学生たちが、将来、国や地方、企業、その他あらゆる社会において必要とされる人材として育成されていくことは、今後の日本にとって大きな資産になると考える。高等教育の公的負担に対する国民の理解を、どのように求めていくのか。

(答)

高木先生からのお尋ねにお答えいたします。

最初に、「高等教育費の公的負担に対する国民理解の醸成」についてお尋ねがありました。

1. 議員の御指摘の通り、社会で自立し、活躍できる人材を育成することは、国にとっても大きな資産と考えます。
2. 真に支援が必要な低所得者世帯の者を対象とした今回の支援措置を通じて、高等教育へのアクセスの機会均等とともに、高等教育の質の向上を一体的に推進することで、そうした人材を育成していくことを、丁寧に御説明してまいります。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問6 本法案で定める確認要件を満たさない大学等に通う学生は支援の対象にならないことになる。学生に責任はなく、学生への支援と大学等の教育の質確保などは別問題であり、認可や助成のあり方によって改善すべきと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

次に、「機関要件と在学生への支援の関係」についてのお尋ねですが、

1. 機関要件は、支援を受けた学生が、社会で自立し、活躍できるよう、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を実施する大学等を対象するために設けるものです。
2. 機関要件は、大学等が現在の取組を適切に充実させることで満たせる内容と考えており、多くの大学等が要件を満たせるよう、今後とも、制度の周知や説明に努めてまいります。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
新妻 秀規氏（公明）

問5 「機関要件」につき、条文に「社会で自立・活躍する人材育成のための教育」とあります。教育の目的をこのように定義したのはなぜなのか、そして、どのようにしてその教育の質を保つか。また、職業に直ちに結びつかないような学問分野を支援対象から外すべきではないと考えますが、あわせて答弁を求めます。

(答)

次に「機関要件における教育の目的や質の確保」などについてのお尋ねですが、

1. 今回の措置による支援を受けた学生が、卒業後に希望する職業に就くことなどを通じて、様々な形で社会の一員として活躍していくことを期待し、対象機関を「社会で自立し、活躍できる人材の育成を行う大学等」としたところです。
2. また、要件の確認後も、各大学等に機関要件に係る取組状況を公表させるとともに、要件の充足について毎年確認することにより、その質の確保に努めてまいります。

次頁あり

3. なお、機関要件は、実務経験のある教員による授業科目の配置に特例を設けるなど、学問分野の特性に配慮したものとしています。

(参考) 大学等における修学の支援に関する法律案

(大学等の確認)

第七条 (略)

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

- 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

平成31年4月19日（金） 参・本会議

19.4.19

新妻 秀規氏（公明）

問6 「機関要件」には「教育を継続的・安定的に実施できること」とあり、健全な経営を保つように求めています。また、多くの留学生が行方不明になったり、入学試験で不正が行われたりなど、大学等の社会的信頼を揺るがす不祥事が相次ぎ、意思決定やガバナンスの在り方に對して国民から厳しい視線が注がれています。どのようにして大学等に對し、健全な経営、そしてガバナンス改革を促していくのか大臣の見解如何。

(答)

次に「経営の要件」及び「健全な経営とガバナンス改革」についてのお尋ねですが、

1. 今回の支援措置では、教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、実質的に救済がなされることがないよう、対象となる大学等に一定の経営要件を設けることとしています。

支援を受ける学生が安心して勉学を修めることができるよう対応してまいります。

次頁あり

2. また、文部科学省としては、学校法人に対する経営指導を強化するとともに、今国会に学校法人の管理運営制度の改善等に向けた法案を提出し、ご審議いただいているところであり、これらの施策を一体的に推進することで、学校法人の健全な経営確保とガバナンスの強化を促してまいります。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
吉良 よし子氏（共産）

問6 大学には、職業に直結しない学問もある。
機関要件の設定は、そういう学問は必要ない
という認識か。

（答）

次に、「職業に直結しない学問と機関要件の
関係」についてのお尋ねであります、

1. 機関要件を設けた趣旨は先に述べたとおりで
あり、特定の学問分野を対象から外すというも
のではありません。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
吉良 よし子氏（共産）

問7 定員割れ大学を対象除外する機関要件は地方に暮らす若者の進学環境をより一段と悪化させてしまわないか。地方の中小大学にこそ手厚い支援をするべきではないか。仮に、大学運営そのものに問題があったとしても、その大学を受験した学生には、何の責任もない。修学支援を人質に、大学運営の問題の責任を学生に負わせるべきではなく、機関要件の削除を求めるが、政府としての見解如何。

(答)

次に、「定員割れ大学を対象から除外する機関要件」についてのお尋ねですが、

1. 今回の支援措置では、教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、実質的に救済がなされることがないよう、対象となる大学等に一定の経営要件を設けることとしています。
2. 都市部か地方かを問わず、支援を受ける学生が安心して勉学を修めることができるよう、今後とも学校法人の経営力の強化に努めてまいります。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問3 非課税世帯等の子どもの進学率が全世帯平均並みの約80パーセントに上がることを前提に所要額が示されているが、そんなに単純なものではないと考える。進学率が全世帯平均並みになるという想定の根拠如何。

(答)

次に、「進学率上昇の根拠」についてのお尋ねがありますが、

1. 高等教育機関への進学率は、全世帯では約8割であるのに対し、住民税非課税世帯では、現状、4割程度にとどまると推計されます。
2. こうした状況を踏まえ、真に支援が必要な低所得世帯に限って、今回、大幅に支援を拡充することとしています。
3. このため、今回の支援措置によって学生数が増加した場合にも、要件を満たす学生が支援を確実に受けるために必要な財源を確保する観点から、最大の見積もりをする上で、進学率が8割まで上昇すると仮定しています。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問4 単純に消費増税分のうちの7600億円を活用するとの説明は言葉足らずで不誠実であると考える。年度ごとの対象人数と必要額如何。

(答)

次に、「年度ごとの対象人数と所要額」についてのお尋ねですが、

1. 今回の支援措置の対象者数や所要額の試算にあたっては、議員御指摘の通り、低所得世帯の進学率が、新入生から順次上昇して全体の進学率に達する等の仮定を置いています。
2. 各年度の対象者数や所要額については、各年度の予算編成において、その時点での最新の状況を踏まえて見積もることとしており、現時点でお示しすることは困難です。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [REDACTED]（直通） [REDACTED]（携帯） [REDACTED]

平成31年4月19日（金） 参・本会議
伊藤 孝恵氏（民主）

問4 本法案による支援措置の対象範囲は住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の者に限られており、不十分と言わざるを得ない。対象範囲の拡大を検討すべきと考えるが、大臣の所見如何。また、漸進的無償化の今後の見通しとして、いつ、どのようなスケジュールで、幾らの予算を要求し、何を財源として更に進めしていくのか、具体的に示されたい。

(答)

次に、「支援措置の対象範囲拡大の検討」のお尋ねですが、

1. 新たな支援措置は、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要な低所得世帯に限って実施するものです。
2. 一方、この対象範囲にかかわらず、これまでも奨学金制度の充実を図ってきたところであり、支援対象の拡大は、必要な安定的財源の確保に加え、低所得世帯以外は奨学金の拡充により進学機会が開かれていることや、進学せずに働く者との公平性を十分に踏まえ、慎重に議論する必要があると考えております。

次頁あり

3. 文部科学省としては、財政や進学率等、その時々の状況を総合的に判断しながら、我が国における無償教育の漸進的導入に努めているところであり、その具体的なスケジュールや予算、財源についてお示しすることは困難です。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）[REDACTED]（直通）[REDACTED]（携帯）[REDACTED]

平成31年4月19日（金） 参・本会議

新妻 秀規氏（公明）

19.4.19

問2 さる3月14日、衆議院本会議にて、多子世帯を含む中間所得世帯への支援を実施する必要性についての質疑において、大臣から「中間所得層における大学等へのアクセスの機会確保について検討を継続する。中間所得層への大学進学機会について、引き続き注視する」との答弁がありましたが、検討状況や施策として実施される時期のメドについて伺います。

(答)

次に、「中間所得世帯に対する教育費の負担軽減策の検討状況や施策の実施時期」のお尋ねであります。

1. 文部科学省においては、これまでも、奨学金制度等の充実を通じて、高等教育への進学の支援の充実を図ってきたところです。
2. 中間所得層について、さらなる支援を行うことについては、貸与型奨学金の拡充により進学機会が開かれていることや、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があることを十分に踏まえ、議論する必要があります。

次頁あり

19.4.19

3. こうした点を踏まえ、今回の支援措置、大学教育の質向上と併せて、中間所得層の大学への進学機会について、貸与状況等の丁寧な分析を進めており、今後の方針についてお答えできる段階ではありませんが、引き続き注視してまいります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成31年4月19日（金） 参・本会議

19.4.19

吉良 よし子氏（共産）

問4 現在の高い学費が、一部の学生だけでなく、すべての学生や保護者の重い負担になっているという認識はないのか。本法律案での支援の対象者を今後、増やすつもりはあるのか。対象外となる9割の学生への支援をどう拡充するつもりか。

(答)

次に、「支援対象者の更なる拡充」についてのお尋ねですが、

1. これまでも、奨学金制度の充実による負担軽減を図ってきたところです。
2. それでもなお、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要な低所得世帯に限って新たな支援措置を実施するものです。
3. 給付型の支援措置の更なる対象範囲の拡充については、必要な財源の確保に加え、
 - ・低所得世帯以外は、進学機会が開かれていること
 - ・高校卒業後、進学せずに働く者との公平性に留意する必要があることを十分に踏まえ、慎重に議論する必要があると考えています。

平成31年4月19日（金） 参・本会議

19.4.19

吉良 よし子氏（共産）

問9 学費の値下げ、給付型奨学金の拡充、奨学金の無利子化、返還困難者への救済策の拡充等を進め、国民の教育費負担をこれ以上増やさないために、国の高等教育予算の抜本的な拡充こそが必要ではないか。

（答）

次に、「教育費負担をこれ以上増やさないための高等教育予算の抜本的な拡充」のお尋ねであります。

1. 新たな支援措置は、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要な低所得世帯に限って実施するものです。

2. 一方、この対象範囲にかかわらず、これまでも奨学金制度の充実を図ってきたところであり、さらなる経済的負担の軽減とそのための予算措置については、安定的財源の確保の困難さに加え、低所得世帯以外は奨学金の拡充により進学機会が開かれていることや、進学せずに働く者との公平性を十分に踏まえ、慎重に議論する必要があると考えます。

平成31年4月19日（金）参・本会議

19.4.19

伊藤 孝恵氏（民主）

問3 日本国政府は、2012年9月に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」における「無償教育の漸進的な導入」に対する留保を撤回した。そのため、本来であれば、速やかに、高等教育無償化に向けた具体的な施策を実施する責務があったにも関わらず、5年以上もの永きにわたって放置された理由如何。

(答)

次に、「高等教育の無償化が5年以上もの永きにわたって放置された理由」ですが、

1. 国際人権A規約では、無償教育の漸進的な導入について、その範囲や方法を含め、具体的にどのような方法をとるかは加盟国に委ねられています。
2. 平成24年に高等教育の漸進的無償化を留保撤回して以降、文部科学省においては、給付型奨学金を平成29年度から実施するとともに、希望者全員への貸与の実現など、無利子奨学金のさらなる充実等、高等教育への進学支援の充実を図ってきたところです。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）

（直通）

（携帯）

平成31年4月19日（金） 参・本会議

19.4.19

吉良 よし子氏（共産）

問3 国際人権規約の「無償教育の漸進的な導入」の精神に立ち、学費の負担そのものを軽減し、将来的な無償化を目指すべきではないか。

（答）

次に、「将来的な無償化を目指すべき」とのお尋ねですが、

1. 新制度は、真に支援が必要な学生に対し、確実に授業料等が減免されるよう大学等を通じた支援を行うとともに、学生生活の費用をカバーするために十分な給付型奨学金を支給するものであり、全体として、規模や金額が大幅に拡大することで支援が広がっていくものと考えており、高等教育の漸進的無償化の趣旨にも適うものと認識しております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）

（直通）

（携帯）

平成31年4月19日（金） 参・本会議

斎藤 嘉隆氏（立憲）

問7 学習要件について、授業料減免と給付型奨学金が打切りとなれば、それは即座に退学を意味し、相対的評価である以上、毎年一定数の中退者を生むことになりかねない。省令制定に当たっては、方針を見直すべきと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

次に、「学習要件」についてのお尋ねであります。

1. 今回の支援措置は、支援を受けた学生が大学等への進学後にしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としていることから、在籍する学部等ごとに客観的な基準により学習成績で判断することとしております。

2. なお、連続して受けた場合に打切りとなる「警告」の要件の一つである「GPA(平均成績)等が下位4分の1の場合」に関しては、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討することとしております。

平成31年4月19日（金） 参・本会議

19.4.19

新妻 秀規氏（公明）

問3 大学等に対して、支援をこれから受ける生徒・学生にはこの個人要件をきちんと徹底するよう求めることはもとより、成績面で警告を受けた学生などに対しては、丁寧な指導を促すべきと考えますが、どのように取り組むのか。

(答)

次に、「個人要件」についてのお尋ねですが、

1. 今回の支援措置では、大学等への進学後は、学修成果に一定の要件を課し、修得単位数や学業成績が一定以下の場合には「警告」を行い、これを連續して受けた場合には支援を打ち切る仕組みとしています。
2. 文部科学省としては、制度の運用前から大学等や学生に対してこれらの仕組みの意義や運用について理解し、きちんと対応していただくよう、周知・趣旨の徹底に努めてまいります。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
新妻 秀規氏（公明）

問4 さきの「具体化に向けた方針」には、支援対象者の成績が振るわない場合につき、「斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討する」とありますが、どのような中身を想定しているのか、あわせて答弁を求めます。

(答)

次に、「斟酌すべきやむをえない事情がある場合の特例措置」についてのお尋ねであります
が、

1. この特例措置につきましては、制度の検討の過程において、例えば、国家資格の取得を目的とする専門学校などでは、成績が下位4分の1であっても資格を取得できるとの意見があつたことを踏まえて検討しているものであり、現場や専門家の意見を踏まえながら、さらに検討してまいります。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問8 支援を受ける個人の要件に、高校等卒業後2年の間までに大学等に進学した者とあるが、なぜ2浪までの学生が対象なのか。また、学び直しやリカレント教育の重要性を強調していた文部科学省の考え方と矛盾するのではないか。

(答)

次に、「支援対象を卒業後2年の学生までとする理由」についてのお尋ねですが、

1. 高等学校等を卒業し、短期大学や2年制の専門学校に進学した者は、20歳以上で就労し、一定の稼得能力があることを踏まえれば、こうした者とのバランスを考える必要もあり、現行の給付型奨学金と同様、高等学校等卒業後2年以内の進学者を対象することとしております。
2. 文部科学省としては、社会人も対象としている貸与型奨学金を着実に実施するとともに、関係省庁と連携しながら、リカレント教育の推進にも努めてまいります。

平成31年4月19日（金） 参・本会議

斎藤 嘉隆氏（立憲）

問5 新たな減免措置によって旧来の減免が実施されなくなる可能性があるとの危惧があり、中間層にとっては、高等教育の無償化どころか、むしろ負担増となる場合も出てくると考える。従来の予算措置による減免制度は維持すると明言してほしいが、大臣の見解如何。

（答）

次に、「現行の授業料減免の維持」についてお尋ねですが、

1. 国公私を通じ、全国で統一的な基準となるため、新制度においては対象とならない学生等も生じ得ると考えていますが、今後、各大学において、新制度を踏まえてどのように対応するかをそれぞれ検討することが必要となります。
2. 文部科学省としては、各大学における減免基準の考え方等の状況を把握し、適切に対応してまいりたいと考えております。
3. なお、現に支援を受けている学生については、減免の事由や家計基準の実態等を踏まえつつ、何らかの配慮が必要かどうか検討してまいりたい。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問10 授業料減免や学資支給がされても授業料が大幅に上がれば効果がないと考える。今後、私立大学も含めて便乗的な値上げがなされる事はないのか。また、それを防ぐための対策如何。

(答)

次に、「授業料の便乗値上げ」のお尋ねであります。

1. 大学の学費は、基本的には、各大学がそれぞれの教育・研究環境を勘案しながら、適切に定めるべきものと認識しています。

2. 学費の値上げについては、合理的な範囲を超えたものとならないよう、各大学において、説明責任を果たしていただくことが重要と考えておりますが、今回の支援措置の趣旨に反するような学費の値上げが行われることのないよう、制度の趣旨の周知に努めてまいりたいと考えております。

平成31年4月19日（金） 参・本会議

19.4.19

伊藤 孝恵氏（民主）

問7 増税を見込んで、学費を便乗値上げする大学が出てきた場合、それに対して文部科学省はどう対応するのか。高すぎる入学金や授業料の更なる高騰を、まさか黙認することはないとと思うが、今後の計画如何。

（答）

次に、「増税を見込んだ学費の便乗値上げ」のお尋ねですが、

1. 大学の学費は、基本的には、各大学がそれぞれの教育・研究環境を勘案しながら、適切に定めるべきものと認識しています。
2. 消費増税を理由とした学費の値上げについては、合理的な範囲を超えたものとならないよう、各大学において、説明責任を果たしていただくことが重要と考えておりますが、今回の支援措置の趣旨に反するような学費の値上げが行われることのないよう、制度の趣旨の周知に努めてまいりたいと考えております。

平成31年4月19日（金） 参・本会議
19.4.19 伊藤 孝恵氏（国民）

問8 新たな制度に統一された場合、授業料減免の対象範囲が狭まり、これまで支援を受けてきた学生達が、今後は支援を受けられなくなる。各大学の主体的な取り組みを阻害することのないよう、配慮する規定を法案に盛り込むべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

次に、「各大学の主体的な取り組みを阻害しない配慮規定」のお尋ねですが、

1. 今後、各国立大学において、新制度を踏まえてどのように対応するかをそれぞれ検討することが必要となります。新制度においては対象とならない学生等も生じ得るところであり、当該学生の学びの継続を支援する観点から、減免の事由や家計基準の実態や、国立大学における減免基準の考え方等を見極めつつ、何らかの配慮が必要かどうか、検討を試みたいと考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■（携帯）■■■

更問あり

更問 必要な配慮について検討するのであれば、法案にそのように盛り込むべきではないか。

(答)

「配慮する規定を法案に盛り込むべき」とのお尋ねですが、

1. 各大学が、新制度の支援措置に加えてどのような対応を行うかについては、各大学それぞれが検討・判断し、新しい基準を策定していくことになると想えており、法案に配慮規定を盛り込むことは必要ないと考えております。

(参考)

大学等における修学の支援に関する法律案に対する国民民主党の修正案要綱(抜粋)

1 運用上の配慮に係る規定の追加

この法律の運用に当たっては、各大学等による学生等の経済的負担の軽減を図るために主体的な取組を阻害することのないよう配慮しなければならない旨の規定を追加すること。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成31年4月19日（金） 参・本会議
吉良 よし子氏（共産）

問1 高すぎる日本の学費は、若者の夢や希望を阻む大きな壁となっているが、今回の法律案で学費は少しでも値下げされるのか。

（答）

吉良先生からのお尋ねにお答えします。

最初に、「今回の法律案で学費が値下げされるのか」とのお尋ねがありました。

1. 今回の新たな制度においては、授業料の値下げを行うのではなく、真に支援が必要な学生を対象に授業料の負担を軽減させるため、授業料の減免を行うこととしているものであります。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）■■■（直通）■■■■■（携帯）■■■■■

平成31年4月19日（金） 参・本会議
吉良 よし子氏（共産）
19.4.19

問2 「子育てや教育にお金がかかりすぎる」とが少子化の原因であり、少子化対策が本法案の目的だというならば、「大学の授業料のこれ以上の値上げを許さない」と、いまここで明言すべきではないか。

(答)

次に、「大学等の授業料の値上げを許すべきではない」とのお尋ねですが、

1. 大学の学費は、大学における充実した教育・研究環境を整える観点から、教職員や施設設備といった学校運営等に要する経費に充てられるものです。
2. この学費の設定について、近年、国立大学は国において授業料の標準額を据え置いているものの、基本的には、各公私立大学が、それぞれの教育・研究環境を勘案しながら、適切に定めるべきものと認識しています。
3. 各大学において、説明責任を果たしていくことが重要と考えております。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線） [] (直通) [] (携帯) []

平成31年4月19日（金） 参・本会議

19.4.19.

新妻 秀規氏（公明）

問8 この法律が施行となれば、国や地方自治体が、授業料減免に係る費用の交付や、支援対象となる大学等の要件の確認などの事務を担うことになります。制度開始まであと1年を切り、高校3年生の進路決定に影響しないよう、具体的な手続きを早急に進める必要があります。とりわけ、数が多い私立専門学校の所轄は都道府県であり、多くの学校を所轄する場合事務負担は膨大です。政府においては、速やかに事務処理に関する具体的な指針を策定し、特に都道府県の事務処理体制の確立に向けた支援を行うべきと考えますが、どのように取り組むのか、答弁を求めます。

(答)

次に「事務処理指針の策定と地方の事務処理体制の確立に向けた支援」についてのお尋ねであります。

- 文部科学省では、地方における事務の実施に必要な準備期間を確保できるよう、機関要件の確認に関する資料を自治体・学校向け説明会や、文部科学省ホームページでの情報発信に努めてきました。

次頁あり

2. また、私立専門学校に係る事務処理体制の構築に要する費用を全額国費で 2020 年度までの 2 年間措置いたします。

3. 地方においても新制度の円滑な導入・定着が図られ、高校生の進路選択に支障のないよう、引き続き情報発信や支援に努め、具体的な指針も早急にお示してまいります。

【参考】

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚合意
(平成 30 年 12 月 28 日) (抄)

(事務費等)

国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の 2020 年度までの 2 年間措置。

平成31年4月19日（金） 参・本会議

伊藤 孝恵氏（民主）

問1 日本における公的学生支援の根拠である憲法26条と教育基本法4条の「教育の機会均等」に基づき、政府が負う学生支援義務と、公的負担による家計の教育費負担軽減の必要性について、大臣の所見如何。

(答)

伊藤先生からのお尋ねにお答えいたします。
最初に、「政府が負う学生支援義務と公的負担による家計の教育費負担軽減の必要性」についてお尋ねがありました。

1. 教育基本法第4条第3項は、憲法第26条第1項の精神を具体化したものであり、能力がありながら経済的理由によって修学が困難な者に対しては、国や地方公共団体が積極的に奨学の措置を講じることを定めています。
2. このため、これまで日本学生支援機構による奨学金事業等、公的負担による家計の教育費負担軽減に努めてまいりましたが、今回の新たな修学支援措置により、一層の負担軽減を図つてまいります。

平成31年4月19日（金）参・本会議
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問11 今回の法案には貸与型奨学金の改善につながる内容が含まれておらず、一部の限られた低所得者層へのものであり、貸与型奨学金の多くの利用者や返済者への支援にならない。現在の貸与型奨学金に対して、返還猶予期間の延長、延滞金賦課率の引き下げ、返済順序を元本返済からを基本とすること、人的保証の廃止などの具体策を打つべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

次に、「貸与型奨学金の制度の改善」のお尋ねですが、

1. 返還期限猶予制度については、すでに猶予期間を5年から10年としている経緯があり、猶予期間の更なる延長については、事業の健全性を確保する観点からも難しいと考えております。
2. 延滞金に係る賦課率の取扱いについては、民法における法定利率なども考慮しながら、検討を進めてまいります。

（参考1）民法における法定利率（2020年4月から）：5%→3%

次頁あり

3. 遅延立の元と順位については、民法の規定に
則って行っています。 19.4.19

(参考2) 「民法」(明治29年法律第89号)【抄】

第491条 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。

2 (略)

4. 人的保証を廃止することについては、機関保証における保証機関の健全性等の課題を踏まえた上で、検討を進めています。

(参考3) 保証制度の在り方に関する有識者会議

・2019年3月18日に第1回を開催

4月2日に第2回を開催

※第3回については日程を調整中

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴 (内線) [REDACTED] (直通) [REDACTED] (携帯) [REDACTED]

平成31年4月19日（金） 参・本会議
斎藤 嘉隆氏（立憲）

問2 今回の支援対象は住民税非課税世帯とこれに準ずる世帯の学生となっており、公的な教育支援のあり方に対する考えが、幼児、高校生、大学生等で、バラバラで整合性がないと考える。それぞれ年収要件が違う理由如何。

(答)

次に、「公的な教育費支援施策の年収要件が異なる理由」についてのお尋ねですが、

1. 幼児教育・保育の無償化は、「生涯にわたる人格形成の基礎やその後の義務教育の基礎を培う」幼児教育の重要性などに鑑み、所得制限を設けることなく実施するものです。
2. 高校の授業料支援については、負担が大きかった低所得世帯の生徒に対する支援や、公私間の教育費格差の是正のための支援を充実するため、所得制限を設けて実施するものです。
3. 高等教育については、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要な低所得世帯に限って新たな支援措置を実施するものです。

次頁あり

4. このように、それぞれ適切に判断しているもの
であり、所得制限に関して整合性がないとの
ご指摘は当たりません。

【担当課長】高等教育局学生・留学生課長 塩崎 正晴（内線）[REDACTED]（直通）[REDACTED]（携帯）[REDACTED]